

徳島県企業局訓令第3号

局 中 一 般

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局事務決裁規程（昭和五十四年徳島県企業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、第一項の項番号を削る。

別表第十六号中「五千万円以上」を「二千万円以上」に改め、第十七号中「五千万円以上」を「二億円以上」に、「五百万円以上」を「千万円以上」に改め、第十九号及び第二十号中「五百万円以上」を「千万円以上」に改め、第二十一号から第二十五号までの各号中「五千万円以上」を「二億円以上」に改め、第二十六号中「五百万円以上」を「千万円以上」に改め、第三十六号中「五千万円以上」を「二億円以上」に改める。

別表第二第六号中「五千万円未満」を「二億円未満」に、「五百万円未満」を「千万円未満」に改める。

別表第三経営企画課長の専決事項の項第四号中「五千万円未満」を「二千万円未満」に改め、同項第五号及び第六号中「五百万円未満」を「千万円未満」に改め、同項第七号から第九号までの各号中「五千万円未満」を「二億円未満」に改め、同表事業推進課長の専決事項の項第二号中「五百万円未満」を「千万円未満」に改め、同項第三号から第五号までの各号中「五千万円未満」を「二億円未満」に改め、同項第十号を削り、同表施設基盤整備課長の専決事項の項第二号中「五百万円未満」を「千万円未満」に改め、同項第三号から第五号までの各号中「五千万円未満」を「二億円未満」に改め、同項第六号及び第七号中「五百万円未満」を「千万円未満」に改め、同項第八号中「五千万円未満」を「二億円未満」に改める。

別表第三の二中「自然エネルギー・地域貢献室長の専決事項」を「経営推進室長の専決事項」に、「徳島県企業局電気工作物保安規程第十条の規定による保安教育の実施」を「徳島県工業用水道事業供給規程第十六条の規定による超過使用水量の認定及び通知」に改める。

別表第四財務関係事項その二支出負担行為の表を次のように改める。

一 収益的支出	区分	局長	経営企画課長	事業推進課長 施設基盤整備課長	所長
		/	/	/	/

	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
工事請負に係るもの	備用品費	光熱水費	燃料費	潤滑油脂費	印刷製本費	被服費	報償費	厚生福利費	法定福利費	退職給付費	報酬	手当等	給料
二億円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上							
二億円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	全額	全額	全額	全額	全額	全額	全額
二億円未満													
満 定例的な修繕に係 るもの 千万円未 満	百万円未満			百万円未満	百万円未満	百万円未満							

21 研修費	20 水利使用料	19 負担金	18 交付金	17 損害保険料	16 賃借料	15 補償費	14 修繕費		
							その他	設備の保守業務	工事に係る測量、設計、試験及び調査の業務
千万円以上	二千万円以上	二千万円以上	二千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	三千万円以上
千万円未満	二千万円未満	二千万円未満	二千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	三千万円未満
千万円未満	二千万円未満	二千万円未満	二千万円未満		千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	三千万円未満
千万円未満					百万円（定例的な賃借に係るものにあつては千万円）未満	百万円（定例的な補償に係るものにあつては千万円）未満	百万円未満	定例的な業務に係るもの 千万円未満	

33	32	31	30	29		28	27	26	25	24	23	22
泥土棄却費	路面復旧費	薬品費	動力費	委託料		交際費	食糧費	会議費	分担金	寄附金	旅費	通信運搬費
				その他	工事に係る測量、 及び調査の業務、 設計、試験							
千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	千万円以上	三千万円以上	十万円以上	十万円以上	十万円以上	二千万円以上	二千万円以上		千万円以上
千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	千万円未満	三千万円未満	十万円未満	十万円未満	十万円未満	二千万円未満	二千万円未満	全額	千万円未満
	千万円未満			千万円未満	三千万円未満				二千万円未満			
				定例的な委託に係 るもの 千万円未 満							全額	

二 資本的支出	45 予備費	44 特別損失	43 消費税及び地方消費税	42 雑損失（雑支出）	41 支払利息及び企業債取扱諸費	40 共有設備費分担金	39 その他営業費用	38 固定資産 除却費（資産 減耗費）			37 雑損	36 雑費	35 土地維持管理費	34 広告費			
								その他	工事に係る測量、 及び調査の業務	工事請負に係るもの 設計、試験							
															千萬元以上	三千万円以上	二億円以上
全額	千萬元以上	千萬元以上	五千万円以上	二千万円以上	千萬元以上	千萬元以上	千萬元以上	千萬元以上	千萬元以上	千萬元以上	千萬元以上	千萬元以上					
		千萬元未満	全額	千萬元未満	五千万円未満	二千万円未満	千萬元未満	千萬元未満	三千万円未満	二億円未満	千萬元未満	千萬元未満	千萬元未満				
		千萬元未満		千萬元未満		二千万円未満	千萬元未満	千萬元未満	三千万円未満	二億円未満		千萬元未満	千萬元未満				
											二十万円未満						

10 総係費（事務雑費）	9 仮設備費			8 仮設備			7 諸設備費			6 構築物		
	その他	工事に係る測量、設計、試験及び調査の業務	工事請負に係るもの	その他	工事に係る測量、設計、試験及び調査の業務	工事請負に係るもの	その他	工事に係る測量、設計、試験及び調査の業務	工事請負に係るもの	その他	工事に係る測量、設計、試験及び調査の業務	工事請負に係るもの
	千万円以上	三千万円以上	二億円以上	千万円以上	三千万円以上	二億円以上	千万円以上	三千万円以上	二億円以上	千万円以上	三千万円以上	二億円以上
	千万円未満	三千万円未満	二億円未満	千万円未満	三千万円未満	二億円未満	千万円未満	三千万円未満	二億円未満	千万円未満	三千万円未満	二億円未満
	千万円未満	三千万円未満	二億円未満	千万円未満	三千万円未満	二億円未満	千万円未満	三千万円未満	二億円未満	千万円未満	三千万円未満	二億円未満

収益的支出の例による。

1 一時借入金	六 流動負債（勘定科目）	4 その他引当金	3 修繕引当金		2 特別修繕引当金		1 退職給付引当金	五 固定負債（勘定科目）	2 貯蔵品	1 短期貸付金	四 流動資産（勘定科目）	長期定期預金	三 固定資産（勘定科目）	26 一般会計繰出金
			その他	工事請負に係るもの	その他	工事請負に係るもの								
五千万円以上		千万円以上	千万円以上	二億円以上	千万円以上	二億円以上			千万円以上	二千万円以上		二千万円以上		千万円以上
五千万円未満		千万円未満	千万円未満	二億円未満	千万円未満	二億円未満	全額		千万円未満	二千万円未満		二千万円未満		千万円未満
			千万円未満	二億円未満	千万円未満	二億円未満								
									百万円未満					

4 修繕引当 金	工事請負に係るもの	二億円以上	二億円未満	3 法定福利費引当金	2 賞与引当金
	その他	千万円以上	千万円未満		
5 貸倒引当金		千万円以上	千万円未満		
6 その他引当金		千万円以上	千万円未満		

別表第四財務関係事項その三支出命令の表を次のように改める。

全支出科目	区分	局長	課長	所長
				一件千万円未満(所長の支出負担行為に係るものに限る。)
			全額	

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。